

下水道工事の安全対策 チェックマニュアル（案）

一 目 次 一

第1章 総 則

第1 目的

第2 適用

第3 関連法令等の遵守

第2章 開削工事

第4 開削工事のチェック項目

第3章 推進・シールド工事

第5 推進・シールド工事のチェック項目

第1章 総 則

第1 目的

本マニュアル（案）は、下水道工事における災害を防止するため、安全管理上最も必要と思われるチェック項目及び事故事例を示したものである。

第2 適用

本マニュアル（案）は、一般的な下水道工事の安全管理に適用する。

第3 関係法令等の遵守

下水道工事の安全管理にあたっては、工事に関する関係法令等を遵守しなければならない。

第2章 開削工事

第4 開削工事のチェック項目

工事種別	開削工事
------	------

工種	項目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
安全設備	作業場の区分	作業場の区分は固定柵で明確にしているか。 ・立入防止柵は隙間なく設置しているか ・夜間照明施設は十分か ・歩行者通路に工事車両が入っていないか		建設工事公衆災害防止対策要綱 第10
	仮橋の規格	仮橋に転落の危険性はないか。 ・固定した手すりの間隔を1 m以内 ・手すりの高さは1 m以上 ・道路側には、保安灯を設置 ・仮橋部には、白色照明灯を設置		
	柵の規格	固定柵の高さは、1.2m以上あり、視界を防げないものか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第11
		移動柵は、高さ0.8m以上1 m以下、長さ1 m以上1.5m以下で容易に転倒しないものであるか。		
	移動柵の設置及び撤去方法	移動柵を連続して設置する場合は、移動柵の長さを越える間隔をあけていないか。 また、移動柵の間にはセイフティーコーンを置いているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第13
		移動柵を屈曲して設置する場合は、その部分の柵に隙間をあけていないか。		
		交通流に対面する部分に移動柵を設置する場合、すりつけ区間を設けているか。 また、その区間の柵に間隔をあけていないか。		
		歩行者及び自転車が移動柵に沿って通行する箇所で、柵に間隔を設けていないか。		
		移動柵の設置及び撤去は、交通の流れを妨げないよう行われているか。		

工事種別	開削工事
------	------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
安全設備	歩行者対策	歩行者通路は明確か。 ・歩行者通路は柵等で区分されているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 24
	作業場内の工事用車両の駐車	作業場内に作業に使用しない車両を駐車していないか。		建設工事公衆災害防止要綱 第 14、15
	作業場の出入口	作業場の出入口について次の項目をチェックする。 ・引戸式の扉を設けているか ・作業に必要なときは閉じているか		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 16
	道路標識等	道路敷または道路敷に接して土木工事を行う場合、道路標識等は正しく出されているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 17
		標識等で高さ 0.8m～2.0mの部分は通行者の視界を妨げることのないよう、金網を張るなどの措置を施しているか。		
	保安灯	道路上または道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、高さ 1 m 程度のもので夜間 150m 前方から視認できる光度の保安灯を設置しているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 18
		保安灯の設置間隔は交通流に対面する部分では 2m 以下、道路に面する部分では 4m 以下としているか。		
土留工	土留工設置	土留工未設置の掘削溝内で作業をしていないか。 ・掘削深さが 1.5m を超える場合土留工を設置しているか		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 41
	作業計画	土留工を行う場合、掘削の深さ、工事期間、土留工の型式等を計画しているか。		
	事前調査	土留工を行う場合、土質状況等を確認しているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 42
	設計	土留工の設計計算は、学会その他で技術的に認められた方法及び基準で行われているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 43
	部材の取付け	掘削箇所の土質が軟弱である場合には、鋼矢板で土留工を行っているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 45

工事種別	開削工事
------	------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
土留工	部材の取付け	重要な仮設の場合、土留くいはH-300を最小部材としているか。 土留くいは所要の強度を有する木材で最小厚は3cm以上あるか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第48
		土留板または鋼矢板等と腹おこしには、隙間はないか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第50
		腹おこしは、 ・ H-300 を最小部材 ・ 垂直間隔は、3m程度 ・ 土留くい又は鋼矢板の頂部から1m以内としているか		
掘削工	埋設物等の取扱い	埋設物等又は擁壁等による危険はないか。 ・ 擁壁の際を掘削する場合、擁壁の防護等、倒壊防止対策は大丈夫か		労働安全衛生規則 第362条
	点検	掘削面に浮石や、亀裂はないか。		労働安全衛生規則 第358条、第534号
		雨水、地下水等で地盤のゆるみはないか。		
		崩壊しやすい表土は前もって除いてあるか。		労働安全衛生規則 第534条
		地山の掘削作業者の選任を行っているか。		労働安全衛生規則 第359条
		作業主任の直接の指揮のもとに作業をしているか。		労働安全衛生規則 第360条
	仮排水設備	仮排水設備及び、表面排水処理は十分か。		労働安全衛生規則 第534条
	掘削勾配	掘削の勾配は安全か。		労働安全衛生規則 第356条
	運搬機械等の取扱い	運搬、掘削及び積込み機械の運行経路等を定めているか。		労働安全衛生規則 第364条
		明かり掘削の作業場において運搬機械等を用いるとき、機械の誘導者を配置し、誘導をさせているか。		労働安全衛生規則 第365条

工事種別	開削工事
------	------

工種	項目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
掘削工	安全装備	保護帽の着用は徹底しているか。		労働安全衛生規則 第 366 条
	掘削溝の照度	掘削溝内は必要な照度を確保しているか。		労働安全衛生規則 第 367 条
	車両系建設機械 (安全装備)	運転席の座席、窓、扉等、オペレーターを防護する部分は破損していないか。		労働安全衛生規則 第 167 条
		車両系建設機械には、前照燈を備えているか。		労働安全衛生規則 第 152 条
		危険が生ずる恐れのある場所で、車両系建設機械を使用するときは、車両系建設機械に堅固なヘッドガードを備えているか。		労働安全衛生規則 第 153 条
	車両系建設機械 (現場点検)	車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転落、地山の崩壊等による労働者の危険を防止するため、あらかじめ、地形・地質の状態等を調査しその結果を記録しているか。		労働安全衛生規則 第 154 条
	車両系建設機械 (機械の点検)	車両系建設機械については 1 年以内ごとに 1 回、定期に自主検査を行っているか。		労働安全衛生規則 第 167 条、168 条
		特定自主検査は、定期自主検査と同じ項目について、確実に実施しているか。		労働安全衛生規則 第 169 条の 2
		車両系建設機械を用いて作業を行うときは、その日の作業開始前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行っているか。		労働安全衛生規則 第 170 条、第 171 条
		自主検査または点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な処置を講じているか。		労働安全衛生規則 第 170 条、171 条
	車両系建設機械 (作業計画)	車両系建設機械を用いて作業を行うときはあらかじめ、作業計画を定め作業を行っているか。 ・使用する車両系建設機械の種類及び能力 ・車両系建設機械の運行経路 ・車両系建設機械による作業方法		労働安全衛生規則 第 155 条
	車両系建設機械 (運転)	車両系建設機械を用いて作業を行う時は、あらかじめ適正な制限速度を定め作業を行っているか。		労働安全衛生規則 第 156 条

工事種別	開削工事
------	------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
掘削工	車両系建設機械 (運転)	車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは、以下の措置を講じているか。 ・作業装置等を地上に降ろす ・原動機を止める ・走行ブレーキを施す		労働安全衛生規則 第 160 条
		車両系建設機械を用いて作業を行うとき、構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守っているか。		労働安全衛生規則 第 163 条
		車両系建設機械を主用途以外の用途に使用していないか。		労働安全衛生規則 第 164 条
	車両系建設機械 (補修)	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業を行うときには、作業を指揮するものを定め、措置を講じさせているか。		労働安全衛生規則 第 165 条
		車両系建設機械のブーム、アーム等を用いて作業を行うときは、作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させているか。		労働安全衛生規則 第 166 条
	車両系建設機械 (接触の防止)	運転中に接触する恐れのある箇所を立入禁止区域としているか。		労働安全衛生規則 第 158 条
		運搬機械等の運行経路等を関係労働者に周知させているか。		
	車両系建設機械 (転倒防止)	車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転落による労働者の危険を防止するため、路肩の崩壊防止、地盤の不同沈下の防止等必要な措置を講じているか。		労働安全衛生規則 第 157 条
		路肩、傾斜地等で車両系建設機械を用いて作業を行う場合、誘導者を配置し誘導させているか。		
		運転者は誘導者が行う誘導に従っているか。		
	車両系建設機械 (機械の誘導)	車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め誘導者に合図を行わせているか。		労働安全衛生規則 第 159 条
		運転者は誘導者の合図に従っているか。		労働安全衛生規則 第 159 条

工事種別	開削工事
------	------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
掘削工	車両系建設機械 (機械の移送)	車両系建設機械を移送する時、転倒、転落などによる危険を防止するため、次の措置を講じているか。 ・積卸しは、平たんで、堅固な場所で行っているか ・道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けられているか ・盛土、仮設台等を使用するときは、十分な幅強度及び勾配を確保しているか		労働安全衛生規則 第 161 条
	車両系建設機械 (搭乗)	車両系建設機械を用いて作業を行うときは、乗車席以外の箇所に労働者を乗せていないか。		労働安全衛生規則 第 162 条
	杭、矢板の撤去	埋戻しに際して、杭、鋼矢板等は撤去しているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 76
埋戻し	管の仮接続	仮接続部の漏水対策は十分か。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 79
		道路敷における埋戻しは、厚さ 30 c m、路床部では 20 c m を越えない層ごとに締め固めているか。		
		道路敷以外における埋戻しは、厚さ 30 c m 以下の層ごとに締め固めているか。		
土留工撤去	土留工撤去	土留工は、締め固め毎に引き抜いているか。		
	土留工の解体	土留工の解体は、解体しようとする土留工部材の下端まで埋戻しが完了した後行っているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 77
マンホール設置	マンホール内作業	マンホール内作業を開始する前に可燃性ガス濃度測定を実施しているか。		労働安全衛生規則 第 322 条
		マンホール内での禁煙を徹底しているか。		

第3章 推進・シールド工事

第5 推進・シールド工事のチェック項目

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
安全設備	道路標識等	道路標識は正しく出ているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 17
		遠方より工事箇所の確認はできるか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 19
	交通の誘導	作業場付近で交通の誘導は正しく行われているか。		
	工事車両の誘導	作業場への工事車両の出入りは誘導員に工事車両の誘導をさせているか。 ・工事車両の運転者を誘導員の指示に従わせているか		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 14
	作業場の区分	作業場の区分は固定柵で明確にしているか。 ・立入防止柵はすき間なく設置しているのか。 ・夜間照明施設は十分か。 ・歩行者道路に工事車両が入っていないか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 10
	柵の規格	固定柵の高さは、1.2m以上あり、視界を妨げないものか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 11
		移動柵は、高さ 0.8m以上 1 m以下、長さ 1 m以上 1.5m以下で容易に転倒しないものであるか。		
	移動柵の設置及び撤去方法	移動柵を連続して設置する場合は、移動柵の長さを越える間隔をあけていないか。また、移動柵の間にはセーフティーコーンを置いているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 13
		移動柵を屈曲して設置する場合は、その部分の柵に隙間をあけていないか。		
		交通流に対面する部分に移動柵を設置する場合、すりつけ区間を設けているか。また、その区間の柵に隙間をあけていないか。		

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
安全設備	移動柵の設置及び撤去方法	歩行者及び自転車が移動柵に沿って通行する箇所で、柵に隙間を設けていないか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 13
		移動柵の設置及び撤去は、交通の流れを妨げないように行われているか。		
	歩行者対策	歩行者通路は明確か。 ・歩行者通路は柵等で区分されているか		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 24
	作業場内の工事用車両の駐車	作業場内に作業に使用しない車両を駐車していないか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 14、15
	作業場の出入口	作業場の出入口について次の項目をチェックする。 ・引戸式の扉を設けているか ・作業に必要なときは閉じているか		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 16
	道路標識等	道路敷または道路敷に接して土木工事を行う場合、道路標識等は正しく出されているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 17
		標識等で高さ 0.8m～2.0m の部分は通行者の視界を妨げることをしないよう、金網を張るなどの措置を施しているか。		
	保安灯	道路上においてまたは、道路に接して土木工事を夜間施工する場合には、高さ 1 m 程度のもので、夜間 150m 前方から視認できる光度の保安灯を設置しているか。		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 18
		保安灯の設置間隔は、交通流に直面する部分では 2m 以下、道路に面する部分では 4m 以下としているか。		
立坑築造（土留工）	部材の取付け	土留工の部材取付は適切か。 ・切りばり及び腹起しは、矢板くい等に確実に取り付けてあるか ・山留工の部材を、設置済みの山留部材の上等に仮置きしていないか		労働安全衛生規則 第 371 条
	点検	土留工の材料に著しい破損はないか。		労働安全衛生規則 第 368 条

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
立坑築造 (土留工)	土留工の点検	土留工設置中は常時、土留工の点検整備を行っているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 54
		土留工設置後七日以内ごと及び地震、大雨等の後に土留工の点検を行っているか。		労働安全衛生規則 第 373 条
	組立図の作成	土留工組立時に組立図作成しているか。		労働安全衛生規則 第 370 条
	土留工作業主任者の選任	土留工作業主任者を選任しているか。		労働安全衛生規則 第 374 条
		土留工作業主任者は、土留工設置作業を直接指揮しているか。		労働安全衛生規則 第 375 条
	作業計画	掘削の深さ、工事期間、土留工の型式等を計画しているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 41
		土留工を行う場合、土質状況等を確認しているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 42
	土留工の設計	土留工の設計計算は、学会その他で技術的に認められた方法及び基準で行われているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 43
	部材の取付け	掘削箇所の土質が軟弱である場合は、鋼矢板で土留工を行っているか		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 45
		重要な仮設の場合、土留くいは、H-300 を最小部材としているか。 土留板は所要の強度を有する木材で最小厚は 3 c m 以上あるか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 48
		土留杭又は、鋼矢板等と腹おこしには隙間はないか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 50
		腹おこしは ・ H-300 を最小部材 ・ 垂直間隔は、3m 程度 ・ 土留くい又は鋼矢板の頂部から 1m 以内とする。		
立坑築造 (地盤改良工・薬液注入工)	転落防止措置	開口部に対する措置はよいか。 ・ 一時的に開口を設ける場合でも本格的な転落防止対策を講じているか ・ 囲い、手すり等を設置しているか ・ 囲い、手すり等の設置が困難な場合防網、安全带等の転落防止措置をとっているか		労働安全衛生規則 第 519 条

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
立坑築造 (地盤改良工・薬液注入工)	転落防止措置	覆工板をスライドさせて、仮受けし、開口を設けた場合、この覆工板上を立入禁止としているか。		
	ボーリングマシン等の取扱い	ボーリングマシン等の倒壊防止措置を取っているか。 ・軟弱な地盤に据え付けるときは敷板、敷角等を使用しているか ・杭の引き抜きと打ち込みを短時間に繰り返す等、杭打機のバランスを崩す運転をしていないか		労働安全衛生規則 第 173 条
	ボーリングマシン等の取扱い	ボーリングマシンの選定はよいか ・杭打機は自立が確実な機種を選定しているか		建設工事公衆災害防止対策要綱 第 85
		公道に隣接した場所で杭打機を用いる場合、交通誘導員に誘導をさせているか。		
		巻き上げ用ワイヤロープは、巻き上げ装置の巻胴にクランプ、クリップ等を用いているか。		労働安全衛生規則 第 176 条
		ボーリングマシン等に使用するウィンチは、歯止め装置等のブレーキを備え付けているか。		労働安全衛生規則 第 178 条
		ボーリングマシン等の巻き上げ装置に荷重をかけたまま、運転者が運転位置を離れていないか。		労働安全衛生規則 第 186 条
		ボーリングマシンのある巻き上げ用ワイヤロープの内側に労働者が立ち入っていないか。		労働安全衛生規則 第 187 条
		ボーリングマシン等でロッド等を引き上げるとき、その玉掛け部が巻き上げ用溝車又は滑車装置の直下になるようにつり上げているか。		労働安全衛生規則 第 188 条
		ボーリングマシン等の操作において一定の合図を定めているか。		労働安全衛生規則 第 189 条
		ボーリングマシン等を用いて作業を行うときは作業方法、手順について定めているか。		労働安全衛生規則 第 190 条

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
立坑築造 (地盤改良工・薬液注入工)		ボーリングマシン等を用いた作業を行うときは、作業を指揮する者を指名しているか。		労働安全衛生規則 第 190 条
		ボーリングマシン等を組立てたとき次の項目について点検を行っているか。 ・機体の緊結部のゆるみ及び損傷 ・巻き上げ用ワイヤロープ、みぞ車及び滑車装置の取付状態 ・巻き上げ装置のブレーキ及び歯止め装置の機能 ・ウィンチの据え付け状態 ・控えのとり方及び固定の状態		労働安全衛生規則 第 192 条
立坑築造 (覆工)	覆工板の取付	覆工には、ずれ止めのついた鋼製またはコンクリート製の覆工板を使用しているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 56
		覆工板は段差を生じないように設置しているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 57
		覆工板の間に隙間はないか。		
		覆工部と道路部が接する部分についてアスファルト・コンクリート等でそのすき間を充填しているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 58
		通行車両によるはね上がりや車両の制動によりズレが生じないように設置されているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 61
		受桁の覆工板支承部は、覆工板が破損しない様に十分支持面をとっているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 62
		覆工の受桁は ・鋼製 ・中央部のたわみは、最大スパンの 400 分の 1 でかつ、2.5 c m 以下であるか		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 63
		覆工部の出入口		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 65
		覆工部の出入口は作業内に設けているか。		
		覆工部の出入口に堅固な囲いを設けているか。		

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
立坑築造 (覆工)	覆工板下への資 機材の搬入	覆工板の一部をはずし、資器材等の搬入を行う場合、その周辺に移動柵等を設けているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 66
		覆工板の保安要員を配置し、常時点検を行っているか。		建設工事公衆災害 防止対策要綱 第 67
立坑築造 (掘削工)	車両系建設機械 (安全装備)	車両系建設機械には、前照燈を備えているか。		労働安全衛生規則 第 152 条
		立坑内で、車両系建設機械を使用するときは、堅固なヘッドガードを備えているか。		労働安全衛生規則 第 153 条
	車両系建設機械 (調査・記録)	車両系建設機械を用いて作業を行うときは、転落、地山の崩壊等、労働者の危険を防止するため、あらかじめ、地形・地質の状態等を調査しその結果を記録しているか。		労働安全衛生規則 第 154 条
	車両系建設機械 の使用に係る危険の防止	車両系建設機械の種類や、運行経路、作業方法について計画を立てているか。 ・車両系建設機械の種類、能力、大きさはよいか ・車両系建設機械の作業の方法を定めているか		労働安全衛生規則 第 155 条
	車両系建設機械 (機械の点検)	運転席の扉、窓、屋根、座席等は破損していないか。		
		車両系建設機械については、1 年以内ごとに 1 回、定期に自主検査を行っているか。		労働安全衛生規則 第 167 条、168 条
		特定自主検査は、定期自主検査と同じ項目について、確実に実施しているか。		労働安全衛生規則 第 169 条
		車両系建設機械を用いて作業を行うときは、その日の作業開始前に、ブレーキ及びクラッチの機能について点検を行っているか。		労働安全衛生規則 第 170 条
		自主検査または点検を行った際に、異常を認めたときは、直ちに補修その他必要な処置を講じているか。		労働安全衛生規則 第 171 条

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
立坑築造 (掘削工)	車両系建設機械 (作業計画)	車両系建設機械を用いて作業を行うときはあらかじめ、作業計画を定め作業を行っているか。 ・使用する車両系建設機械の種類及び能力 ・車両系建設機械の運行経路 ・車両系建設機械による作業方法		労働安全衛生規則 第 155 条
	車両系建設機械 (運転)	車両系建設機械を用いて作業を行うときは、あらかじめ適正な制限速度を定め、それにより作業を行っているか。		労働安全衛生規則 第 156 条
		車両系建設機械の運転者が運転位置から離れるときは以下の措置を講じているか。 ・作業装置等を地上に降ろす ・原動機を止める ・走行ブレーキを施す		労働安全衛生規則 第 160 条
		車両系建設機械を用いて作業を行うとき、構造上定められた安定度、最大使用荷重等を守っているか。		労働安全衛生規則 第 163 条
		車両系建設機械を主用途以外の用途に使用していないか。		労働安全衛生規則 第 164 条
		車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業を行うときは、作業を指揮するものを定め、措置を講じさせているか		労働安全衛生規則 第 165 条
		車両系建設機械のブーム、アーム等を上げ、その下で修理、点検等の作業を行うときは、作業に従事する労働者に安全支柱、安全ブロック等を使用させているか。		労働安全衛生規則 第 166 条
	車両系建設機械 (接触の防止)	運転中に接触する恐れのある箇所を立入禁止区域としているか。		労働安全衛生規則 第 158 条
		運搬機械等の運行経路等を関係労働者に周知させているか。		
		立坑内で車両系建設機械を用いて作業を行うときは、接触により落下する危険性はないか。あらかじめ周囲の状態を調査しその結果を記録しているか。		
	車両系建設機械 (機械の誘導)	車両系建設機械の運転について誘導者を置くときは、一定の合図を定め誘導者に合図を行わせているか。		労働安全衛生規則 第 159 条

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
立坑築造 (掘削工)	車両系建設機械 (機械の誘導)	運転者は誘導者の合図に従っているか。		労働安全衛生規則 第 159 条
	車両系建設機械 (機械の移送)	車両系建設機械を移送する時、転倒転落などによる危険を防止するため次の措置を講じているか。 ・積卸しは、平たんで、堅固な場所で行っているか ・道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けられているか ・盛土、仮設台を使用するときは、十分な幅強度及び勾配を確保しているか		労働安全衛生規則 第 161 条
	車両系建設機械 (搭乗)	車両系建設機械を用いて作業を行うときは乗車席以外の箇所に労働者を乗せていないか。		労働安全衛生規則 第 162 条
	移動式クレーン 等の取扱い	移動式クレーンを用いて作業を行うときは、移動式クレーンにその移動式クレーン検査証を備えているか。		クレーン等安全規則 第 63 条
		移動式クレーンを用いて作業を行うときは、次の事項を定めているか。 ・移動式クレーンによる作業の方法 ・移動式クレーンの転倒を防止するための方法 ・移動式クレーンによる作業に係わる労働者の配置、指揮系統		クレーン等安全規則 第 66 条の 2
		移動式クレーンを用いて荷を釣り上げるときは、外れ止め装置を使用しているか。		クレーン等安全規則 第 66 条の 3
		釣り上げ荷重が 1 トン未満の移動式クレーンの運転の業務に労働者を使わせるとき、労働者に対し業務に関する安全のための教育を行わせているか。		クレーン等安全規則 第 67 条
		運転者は移動式クレーン運転士免許を受けた者であるか。		クレーン等安全規則 第 68 条
		移動式クレーンに、その規格荷重を越える荷重をかけて使用してはいないか。		クレーン等安全規則 第 69 条

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
立坑築造 (掘削工)	移動式クレーン等の取扱い	移動式クレーンの運転者は、荷を吊ったままで、運転位置から離れてはいないか。		クレーン等安全規則 第 75 条
	転落防止措置	高所作業に対する措置はよいか。 ・足場管による作業床の設置 ・安全ネットの設置		労働安全衛生規則 第 518 条
		安全帯取り付け設備の点検を行っているか。または、親網を設置しているか。		労働安全衛生規則 第 521 条
		安全帯の点検を行っているか。		
		安全ネットの取付は適切か。 ・落差は 4.5m 以内か		労働安全衛生規則 第 519 条
		強風時や悪天候時に高所作業をさせていないか。		労働安全衛生規則 第 522 条
	落下物事故防止対策	物体の落下の恐れのある場合、防網を設けているか。		労働安全衛生規則 第 537 条
		物体の落下の恐れのある場所を立入禁止としているか。		
		物体の落下の恐れのある場合、落下物防護柵を設けているか。		
	投下作業	3m 以上の高さから物を投下する場合、投下設備を設けているか。		労働安全衛生規則 第 536 条
		投下作業をするとき、投下場所を立入禁止区域としているか。		
		安全帽、安全靴等の飛来物の防護具はよいか。		労働安全衛生規則 第 538 条
	物の配置	物の置き方は適切か。 ・足場、鉄骨等、落下しやすい高所に物を置いてないか ・強風時はネット、シート等で覆い飛散防止を施しているか		労働安全衛生規則 第 538 条
推進・掘進工	調査	落盤、出水、ガス爆発などによる労働者の危険を防止するため、ボーリング等の調査を行い、その結果を記録しているか。		労働安全衛生規則 第 379 条
	計画	施工計画を定め、作業を行っているか。		労働安全衛生規則 第 380 条

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
推進・掘進工	計画	施工計画は次の事項が示されているか。 ・掘削の方法 ・覆工の施工方法 ・湧水の処理方法 ・可燃性ガスの処理、換気方法 ・照明の計画		労働安全衛生規則 第 380 条
		施工計画が地山の状態に適応しなくなったときは、施工計画を変更し作業を行っているか。		労働安全衛生規則 第 383 条
	点検	掘進作業を行うときは落盤、出水ガス爆発等による労働者の危険を防止するため、毎日、次の事項を観察し、その結果を記録しているか。 ・地質及び地層の状態 ・含水及び湧水の有無及び状態 ・可燃ガスの有無及び状態 ・高温のガス及び蒸気の有無及び状態		労働安全衛生規則 第 381 条
		可燃性ガスが発生する恐れのあるときは、可燃性ガスの濃度を測定する者を指名し、測定させ、その結果を記録させているか。		労働安全衛生規則 第 382 条の 2
		爆発又は火災の恐れのあるときは自動警報装置を設けているか。		労働安全衛生規則 第 382 条の 3
	シールド機内作業	シールド機本体内では、機械に衣服や、頭髮が巻き込まれないよう、適切な作業服と安全帽を着用しているか。		労働安全衛生規則 第 110 条
		切削屑が飛来する場所に労働者が立入っていないか。		労働安全衛生規則 第 106 条
	シールド機の補修	機械の給油、修理、点検を行う場合、労働者に危険を及ぼす恐れのあるとき、機械を停止しているか。 ・主電源を切って補修しているか ・補修のため機械を停止させているとき起動装置に鍵をかけ表示盤をつける等、誤起動を防止する措置を講じているか		労働安全衛生規則 第 107 条

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
推進・掘進工	埋設物の撤去	危険物が存在する恐れのある場所で火気を用いていないか。		労働安全衛生規則 第 279 条
	障害物の撤去	危険物または爆発物が存在する恐れがある配管に、火気を使用する作業をしていないか。		労働安全衛生規則 第 285 条
坑内設備	車両系荷役運搬機械の取扱い	車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、作業計画を定め作業を行っているか。		労働安全衛生規則 第 151 条の 3
		作業計画は、車両系荷役運搬機械等の運行経路、作業方法が示されているか。		
		作業計画を定めたときは、関係労働者に周知させているか。		
		車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、作業の指揮者を定め作業計画に基づき作業の指揮を行わせているか。		労働安全衛生規則 第 151 条の 4
		車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、あらかじめ適正な制限速度を定め、それにより作業を行っているか。		労働安全衛生規則 第 151 条の 5
		車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、転落による労働者の危険を防止するため、必要な措置を講じているか。		労働安全衛生規則 第 151 条の 6
		路肩、傾斜地等で車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行う場合、転落または転落を防止するため、誘導者を配置し、誘導させているか。		
		車両系荷役運搬機械等の運転者は誘導者が行う指導に従っているか。		
		車両系荷役運搬機械等を用いて作業を行うときは、運転中に接触することにより労働者に危険が生ずる恐れのある箇所に労働者を立入らせてはいないか。		労働安全衛生規則 第 151 条の 7
		車両系荷役運搬機械等の運転者は誘導者が行う誘導に従っているか。		

工事種別	推進・シールド工事
------	-----------

工種	項 目	チェック内容	チェック欄	関連法令指針等
坑内設備	車両系荷役運搬機械の取扱い	車両系荷役運搬機械等について誘導者を置くときは、一定の合図を定め合図を行わせているか。		労働安全衛生規則 第 151 条の 8
		車両系荷役運搬機械等の運転者は合図に従っているか。		
		車両系荷役運搬機械等のフォークショベル、アーム等の下に労働者が立ち入っていないか。		労働安全衛生規則 第 151 条の 9
		偏荷重が生じないように積載しているか。 ・ 偏荷重が生じないように積載しているか ・ 荷にロープまたはシートを掛けているか		労働安全衛生規則 第 151 条の 10
		乗車席以外の箇所に労働者を乗車させていないか。		
		車両系荷役運搬機械等の運転者が運転位置から離れるときは、次に示す措置を講じているか。 ・ フォーク、ショベル等の荷役装置を降下させる ・ 原動機を止め、ブレーキをかける		労働安全衛生規則 第 151 条の 11

下水道管布設工事 一般仕様書

2025年4月 改定

編集者 : 宮崎市上下水道局下水道整備課
発行所 : 宮崎市上下水道局下水道整備課
〒880-8507 宮崎市鶴島三丁目 252 番地
電話 0985-24-1212
